

床面積 1,000 m²超の施設運営事業者（映画館）のみなさまへ

埼玉県大規模施設等協力金 申請のご案内

〔 第 3 期 : 6 月 2 1 日 ~ 7 月 1 1 日 要 請 分 〕

【対象区域（まん延防止等重点措置の措置区域）】

さいたま市、川口市

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和 3 年 7 月 1 2 日（月）～令和 3 年 8 月 2 6 日（木）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前 9 時～午後 9 時、土日祝日 午前 9 時～午後 6 時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮等の要請（第 3 期：6 月 21 日～7 月 11 日。以下「要請」という。）に協力した、まん延防止等重点措置の措置区域内における床面積 1,000 m²を超える施設（以下「特定大規模施設」という。）を運営する事業者及び当該施設で事業を営むテナント事業者等に対して、埼玉県大規模施設等協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

2 支給額

（1）及び（2）の合計額

（1）自己利用部分面積に係る協力金【映画館運営事業者のみ】

1 日当たりの支給額 × 営業時間短縮等実施日数^{*1}

（参考）自己利用部分面積に係る協力金の計算式

特定大規模施設の自己利用部分面積に係る所定の単位数^{*2} × 20 万円 × 期間中の時短率^{*3}

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（映画館））

(2) 常設のスクリーン数に応じた追加支給分【映画館運営事業者及び映画配給会社】

1日当たりの支給額×営業時間短縮等実施日数^{※1}

(参考) 常設のスクリーン数に応じた追加支給分の計算式

$$\text{常設のスクリーン数} \times 2 \text{万円} \times \text{期間中の上映率}^{\ast 4} \times 2^{\ast 5}$$

※1 定休日及び本来の閉店時刻が午後9時以前の日は協力金算定の対象外となるため含まれません。

※2 自己利用部分面積とは、「大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分」を指します。

1,000㎡を1単位とし、単位未満切捨てとします。

1,000㎡未満は1,000㎡とみなします。

(参考) 単位早見表

自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位
2,000㎡未満	1	4,000㎡～5,000㎡未満	4	7,000㎡～8,000㎡未満	7
2,000㎡～3,000㎡未満	2	5,000㎡～6,000㎡未満	5	8,000㎡～9,000㎡未満	8
3,000㎡～4,000㎡未満	3	6,000㎡～7,000㎡未満	6	9,000㎡～10,000㎡未満	9

例) 11,550㎡の場合

①1,000㎡未満の「550」を切り捨て、11,000㎡とする

②11,000を1,000で割る → 単位は「11」

以下の部分の面積は「自己利用部分面積」に含まれません。

- ・テナント・出店者の店舗の区画及び生活必需品の販売等を行う店舗の区画
- ・当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

例) 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等

以下の部分の面積は「自己利用部分面積」に含まれます。

- ・施設内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路

※3 期間中の時短率とは、1日ごとに「短縮した営業時間(以下「時短時間」という。)／本来の営業時間」(時短率)を算出し、期間中の全てを合算した値です。

- ・時短時間は「本来の閉店時刻ー午後9時」で算出します。
- ・時短率は小数点第3位以下を四捨五入します。

※4 期間中の上映率とは、第1期及び第2期の要請期間中それぞれにおいて、1日ごとに「時短により上映できなくなった回数／本来の上映回数」(上映率)を算出し、期間中の全てを合算した値です。短縮により上映を中断し、午後9時に終了した回も上映できなかった1回分とみなします。

※5 「常設のスクリーン数に応じた追加支給分」には、要請期間中に申請施設へ映画の配給を行った(または行う予定であった)映画配給会社(以下「配給会社」という。)への支給分が含まれています。配給会社への支給分は、配給会社から委任を受けた映画館運営事業者(以下「映画館」という。)が一括して申請・受給し、後に映画館から配給会社に分配してください。

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、まん延防止等重点措置区域内における床面積 1,000 m²を超える映画館を運営する事業者であること。
- (2) 通常時は午後9時を超えて営業していた施設であること。
- (3) 要請に応じて、原則として令和3年6月21日から令和3年7月11日までの全ての期間において、以下の取組を行った施設であること。
 - ア 施設が営業時間を午後9時までに短縮（休業含む。）したこと。
 - イ 酒類を提供する場合、午後7時以降の酒類の提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）し、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守したこと。
 - ウ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底したこと。
 - エ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知したこと。
- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、施設内に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示していること。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
- (7) 本協力金の支給を受けていない施設であること（1回限り）。
- (8) 申請施設の自己利用部分面積に、埼玉県感染防止対策協力金（第12期）の支給要件に該当する店舗の面積が含まれていないこと。
- (9) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (10) 令和3年6月21日から令和3年7月11日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (11) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地の公表に同意すること。
- (12) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (13) その他誓約事項に同意すること。

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月26日（木）まで

2 申請方法

- (1) 電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県大規模施設等協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県大規模施設等協力金（第3期）について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin3.html>

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（映画館））

※令和3年8月26日（木）23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年8月26日（木）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県大規模施設等協力金事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県大規模施設等協力金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin3.html>

(2) 埼玉県庁での受取

・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県大規模施設等協力金申請書（映画館）（様式3） ※時短率算出シート（様式3別紙1）、上映率算出シート（様式3別紙2）も提出してください。
2	様式3別紙3「委任状（映画配給会社用）」 ※対象となる映画配給会社ごとに作成してください。
3	【個人事業主のみ】本人確認書類のコピー又は写真 ※以下のいずれか1つを提出してください。 （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（おもて面のみ） など
4	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。
5	施設（建物部分）の床面積が分かる書類のコピー又は写真 （例）登記事項証明書（建物）、その他これに類する書類
6	施設の外観（施設名）が分かる写真 ※看板などを写して施設名が分かるように撮影してください。

7	申請事業者が申請施設を営業していることが客観的に分かる書類のコピー又は写真 施設所有者と申請事業者が異なる場合：（例）大規模施設所有者との賃貸借契約書 など 施設の所有者又は申請事業者と施設名が異なる場合：（例）対外的に公開している資料 など
8	【自己利用部分面積が 2,000 m ² 以上の場合】 施設における自己利用部分面積の算出方法が確認できる書類及びその根拠書類のコピー又は写真 （例）図面（求積図など面積が記載されたもの）、施設管理台帳、テナント事業者等との契約書 など
9	常設のスクリーンを設置していることが確認できる書類のコピー又は写真 （例）常設のスクリーンであることが表示されている館内マップ など
10	営業時間短縮により上映できなくなった上映回が確認できる書類のコピー又は写真 （例）映画館運営事業者と映画配給会社との上映に係る契約書 など
11	本来予定していた上映回が確認できる書類のコピー又は写真 （例）対外的に周知していた上映予定スケジュールのパンフレットやホームページ など
12	令和3年6月21日から令和3年7月11日までの営業時間短縮の状況が分かる書類のコピー又は写真 ※ <u>営業時間短縮期間（終期が明記してあること。）</u> 、 <u>変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的に営業時間短縮の事実を周知していることが分かるものを提出してください。</u> ※施設の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるように工夫してください。
13	『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を施設内に掲示している写真
14	「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示している写真 ※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、郵送又はメールにてお知らせします。郵送の場合は書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

(1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。

(2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(3) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地はホームページで公表いたします。

(4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。

協力金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 午後9時以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - ✓ 午後7時以降も酒類を提供しているにもかかわらず、提供していないように見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ まん延防止等重点措置の措置区域内における床面積 1,000 m²を超える施設を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。



埼 玉 県
埼玉県警察本部

